

専決処分の承認について（藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する  
条例）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により，これを報告し，その承認を求める。

2011 年（平成 23 年）5 月 19 日提出

藤沢市長

海 老 根 靖 典

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，次の条例を専決処分する。

2011 年（平成 23 年）3 月 31 日

藤沢市長

海 老 根 靖 典

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和 29 年藤沢市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「380000 円」を「420000 円」に改める。

第 14 条第 1 項中「500000 円」を「510000 円」に改める。

第 14 条の 2 の 9 の見出し中「限度額」を「限度額等」に改め，同条中「いう。」の次に「次項及び」を加え，「130000 円」を「140000 円」に改め，同条に次の 1 項を加える。

2 第14条の2の2又は第14条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第14条の6第1項中「100000円」を「120000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第1項、第14条の2の9第1項及び第14条の6第1項の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

健康保険法施行令の一部が改正され暫定的に引き上げられている出産育児一時金について平成23年度から恒久化されたこと及び国民健康保険法施行令の一部が改正され保険料の賦課限度額が引き上げられたことにより、本市の国民健康保険においても同様の措置を講ずるため、緊急に藤沢市国民健康保険条例を改正する必要性が生じ、平成23年3月31日付けで藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求める必要による。